

平成27年10月28日

厚生労働省保険局長

唐澤 剛 殿

公益社団法人 日本精神科病院協会

会長 山崎 學

要 望 書

入院患者の食事代負担額については、今回の国保法等改正により、低所得者や難病等の患者を除き、平成 28 年4月から引き上げられる予定ですが、国会で「低所得者、難病患者及び小児慢性特定疾病患者はもちろん、長期にわたり入院を余儀なくされている療養患者等への配慮を十分に行うこと」という附帯決議がなされています。

精神病床に入院する患者については、在院日数が相当長期にわたる方がおり、そのほとんどが所得がなく、医療機関の努力のいかなく家族との関係も希薄となってしまう場合が見受けられるところです。それゆえ患者の負担増は、精神病棟の長期入院患者の生活に極めて深刻な影響を及ぼすものであり、今回の入院時食事療養の引上げは、こういった点を更に助長するものと考えられます。

また、とりわけ精神病床の長期入院患者については、短期入院患者に比べ未収金が高率で発生するため、精神科病院については、負担額の引上げにより、他の一般科病院では想定されない重大な経営問題にも直結するものであります。

したがって、精神病床の入院患者については、今回の負担額の引上げにより重大な影響が想定されることから、平成 28 年4月時点において、既に一定期間以上精神病棟に入院し、退院が困難な患者に限っては、現行の食事代負担額を据え置いていただくなど特段の配慮を強く要望いたします。